

福岡県立ももち文化センター ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

福岡県が所有する施設等（以下「県有施設等」という。）について、より県民が利用しやすく、県民に親しまれる施設とすることを目的に、県有施設等のネーミングライツ（対象となる県有施設等に愛称を命名する権利）を取得する企業等（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 募集対象施設

- (1) 名称 福岡県立ももち文化センター
- (2) 所在地 福岡市早良区百道2丁目3番15号
- (3) 概要 詳細は別添「施設の概要」のとおり

3 募集概要

(1) ネーミングライツの対象

「福岡県立ももち文化センター」の愛称

※条例・規則で定める施設の正式名称である「福岡県立ももち文化センター」そのものの変更はできません。

※愛称の命名条件等は、下記7を参照してください。

(2) 契約金額（ネーミングライツ料）及び契約保証金

ア 契約金額

年額5,000,000円以上（消費税及び地方消費税を含む）で応募者から提案された金額の2年7か月分を契約金額とします（なお、令和6年度分は提案金額年額の7か月分の金額での契約となります）。

イ 契約保証金

県の財務規則第169条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を県に対して支払う必要があります。契約保証金は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたとき、対象施設の原状回復を確認後、パートナーからの請求に基づき利子を付さずにパートナーへ返還します。ただし、パートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は県に帰属し、パートナーは契約保証金返還請求権を失います。

なお、契約保証金に代わる担保として債券等を納付又は提供することや、履行保証保険の付保による免除は認めません。

(3) 契約期間

令和6年9月1日から令和9年3月31日まで（2年7か月間）

※愛称の使用開始日は、県とパートナーの間で協議の上定めます。

※契約期間終了後の契約更新をパートナーが希望する場合には、優先交渉権が付与されます。

4 募集スケジュール

本募集要項の公表から優先交渉権者の決定結果通知までのスケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

スケジュール	時期
公募開始、本募集要項の公表	令和6年3月29日（金）
本募集要項に係る資料の配布	令和6年3月29日（金）～6月19日（水）
現地説明会の参加受付	令和6年4月8日（月）～4月16日（火）
現地説明会の開催	令和6年4月24日（水）14：00～
質問書受付	令和6年4月30日（火）～5月10日（金）
質問書回答	令和6年5月24日（金）まで
応募・提案書類受付	令和6年6月10日（月）～6月19日（水）
応募・提案書類審査	令和6年6月下旬～7月上旬頃
優先交渉権者等の決定結果通知・公表	令和6年7月中旬頃
ネーミングライツパートナー契約に係る協議、県・指定管理者及びパートナーとの看板等変更・設置等に係る協議	令和6年7月下旬～8月下旬頃
ネーミングライツパートナー契約の締結	令和6年8月下旬頃
パートナーが提案した愛称の使用開始、パートナーによる看板等変更・設置工事	令和6年9月上旬～下旬頃
変更後看板等の標示開始	令和6年10月上旬頃

5 現地説明会及び質問受付

本件県有施設等の現地確認及び公募についての現地説明会を下記（１）のとおり開催します。参加を希望する場合は、下記により担当部署宛に申込を行ってください。（申込を行った者の名称等は公表しません。）

現地説明会では質疑応答の時間は設けませんので、下記（２）に記載の手續により質問を行ってください。

なお、応募に際しては、現地説明会への参加は必須ではありません。

現地説明会以外の日において、通常立ち入りが可能とされている場所の視察は各応募者において自由に行っていただいても構いませんが、その際は利用者の施設利用やその他施設運営に支障を来さないよう配慮をお願いします。

（１）現地説明会

ア 開催日時

令和6年4月24日（水） 14：00～（受付時間13：30～）

イ 開催場所

福岡県立ももち文化センター 本館3階 特別会議室
（福岡県福岡市早良区百道2丁目3番15号）

ウ 申込受付期間

令和6年4月8日（月）～令和6年4月16日（火）午後5時00分まで

エ 申込提出方法

別添「現地説明会参加申込書（様式5）」に必要事項を記入の上、担当部署宛にメール（E-mail：z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp）で提出してください。

（２）質問受付

本募集要項等に関する質問がある場合は、下記により担当部署宛に質問書を提出してください。

ア 質問受付期間

令和6年4月30日（火）～令和6年5月10日（金）午後5時00分まで

イ 質問提出方法

別添「質問書（様式6）」に必要事項を記入の上、担当部署宛にメール（E-mail：z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp）で提出してください。なお、持参、電話、FAX、口頭等による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答の公表

質問への回答は、令和6年5月24日（金）までに県のホームページにおいて公表します。

6 応募資格

法人を対象とし、次の資格要件を満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客事務受託営業を営む者でないこと。
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者ではないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 前記（8）に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）。
- (11) 本事業のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力、信用を有する者であること。
 - ア 直近の決算期末において、債務超過でないこと。
 - イ 経常損益について直近を含む 3 期の決算において連続の赤字でないこと。
- (12) 政党その他の政治団体でないこと。
- (13) 宗教団体でないこと。
- (14) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種を営む者でないこと。
- (15) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種を営む者でないこと。
- (16) 法令に違反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- (17) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- (18) 違法又は不適切な行為により営業停止命令その他不利益処分を受けている者でないこと。
- (19) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。
- (20) その他、県がパートナーとして適当でないと判断する者でないこと。

7 愛称の命名条件等

- (1) 提案する愛称に既存の施設愛称である「ももちパレス」を必ず含める必要はありませんが、開館後これまで長く地元地域に根付いてきた愛称であることを踏まえ、新しい愛称を提案してください。なお、他の施設をイメージするもの（例：アリーナ、ミュージアム等）は含まないものとします。
- (2) 愛称は公共施設にふさわしいものとし、親しみやすさや呼びやすさなど県民や施設利用者にとって理解が得られるものとします。
- (3) 愛称には、ロゴ（パートナーが権利を有する登録商標のものに限る。）の使用も可とします。ただし、看板、施設パンフレット以外についてロゴは使用できず文字ベースのみの表示となります。
- (4) 提案する愛称に既存の施設愛称である「ももちパレス」を含まない場合は、看板・サイン等の標示及び企業等のホームページへの掲載を行う際に、原則として愛称とは別に括弧書きで「(ももちパレス)」と表記するか、看板・サイン等に元々表示されている施設名称を残すものとします（詳細は8（3）イに記載のとおり、優先交渉権者決定後に協議・調整を行った上で決定します）。
- (5) 次の各号のいずれかに該当するものは愛称として選定しないこととします。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 政治性又は宗教性のあるもの
 - ウ 意見広告、名刺広告又はこれに類するもの
 - エ 誇大又は虚偽であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 第三者を誹謗・中傷・排斥等するもの、人権侵害・差別・名誉毀損等するもの又はそのおそれのあるもの
 - キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客事務受託営業に関連する内容であるもの
 - ク ギャンブル又はこれに類するもの（ただし公営又は宝くじに関するものを除く）
 - ケ 貸金業法に規定するもの又はこれに類するもの
 - コ 著作権・商標権・財産権・プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - サ 県があたかも推奨しているかのように誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - シ 意味不明の文字や記号の羅列、難解な字句等、利用者の混乱を招くもの又はそ

のおそれがあるもの

ス その他、施設に表示する愛称として県が適切でないと判断するもの

(6) 利用者の混乱を防止するため、契約期間内の愛称変更はできません。

(7) 国際大会等において、大会規定等によりネーミングライツの対象としている愛称の表示が制限される場合は、大会規定等に従うものとします。

(8) 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、企業側ですべて負担、対応するものとし、本県は一切の責めを負いません。

8 その他契約条件について

(1) パートナー特典

ア 施設愛称命名権として、県有施設等にパートナーの企業名や商品名等を含む愛称を表示することにより、多くの県民の目に触れ、知名度や企業イメージの向上が期待できます。

イ ネーミングライツ料は県有施設等の利便性向上等に資する費用として役立てられ、地域に貢献することができます。

ウ パートナーは、県有施設等のネーミングライツパートナーであることを自社のホームページや出版物で広報することができます。

エ 県は、愛称の浸透定着のため、以下の支援を行います。なお、県主催以外のイベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

① 新愛称決定に係る報道機関への発表及び県ホームページへの掲載による県民への浸透

② 各種広報印刷物や施設ホームページ等での愛称使用による利用者への浸透

オ 契約期間終了後の契約更新をパートナーが希望する場合には、優先交渉権が付与されます。

カ 上記のほか、施設の特性を活かしたイベント開催、企業等の PR のためのチラシ配架、物販、その他施設の特性を活かした各種の取組の提案がある場合は、パートナー選定後、具体的な内容について県及び指定管理者、その他関係者等と協議を行った上で、実施できるものとします（パートナーが提案する取り組みにおいて、指定管理者等から販売員や各種スタッフなどの人員を手配することはできません。）。ただし、施設の設置目的や管理運営上の制約等を考慮した結果、内容によっては認められない場合があります。

また、それらに費用負担が伴う場合は、原則としてネーミングライツ料とは別

にパートナーが負担することとします。

なお、施設の特性を活かした取組の提案については、審査における評価対象となります。（別添選定基準における「施設の用途や特性を踏まえた施設・地域への貢献策等」で評価、「9（1）提案項目について」も参照。）

キ 上記8（1）カの提案に係るもの等、パートナーが施設の利用を希望する場合は、対象施設の優先予約権（年1回）を付与します。優先予約権は先に他の予約が入っていない施設・日時を対象とし、施設運営上支障がないものと県及び指定管理者が認めた場合にパートナーの当該使用分に対して優先的に予約を行います。

（2）費用負担

ネーミングライツ料とは別に、愛称の表示に伴い発生する費用負担については、次のとおりです。

区分	県	パートナー
看板標示の変更 (敷地内、場所は県指定箇所の中から選択)		○
看板標示の変更 (敷地外、道路標識等、パートナーが希望する場合)		○
契約期間中の看板の維持補修等（保険加入を含む。）		○
契約終了時の原状回復（契約期間中の解除を含む。）		○
県及び施設ホームページの表示変更	○	
県作成の施設パンフレット等印刷物の表示変更	○	

（3）看板・サイン標示にあたっての条件及び留意事項

ア 愛称の提案に伴い、変更・新規設置する看板・サイン標示については、別添「看板・サイン等変更対象（福岡県立ももち文化センター）」において県が指定する箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや標示のための施工方法も含め検討した上で、下記9（2）アのネーミングライツ取得申込書（様式1）に変更する看板・サインの番号を記載するものとします。

イ 選択された看板・サイン標示の変更・新規設置にあたっての詳細な施工の範囲・施工方法、実施時期及び内容（デザイン・色彩等を含む。）については、対象施設の管理運営上支障が生じないよう、優先交渉権者決定後に県及び指定管理者とパートナーで協議の上、決定します。

ウ 看板・サイン標示の変更・新規設置に伴って設置される看板や工作物等があり、風害・地震などによる落下等の危険性がある場合は、施設賠償責任保険への加入を必須とし、その他必要となる安全対策を講じるものとします。

エ 看板・サイン標示の変更・新規設置を行った箇所については、契約期間終了までに確実に原状回復を行うようにしてください。

オ 屋外広告物条例に係る必要な事務手続きはパートナーにおいて行い、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

カ 対象施設の敷地外周辺の看板・サイン、道路標識等の標示の変更をパートナーが希望する場合は、関係機関も含めてパートナーにおいて協議の上、変更可能な標示について行うものとし、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

9 応募方法

本公募に参加を希望する者は、下記により応募関係書類を提出してください。

(1) 提案項目について

提案項目	使用する様式	提案する内容等
愛称・理由	様式1：福岡県立ももち文化センター ネーミングライツ取得申込書	・愛称及び当該愛称の提案理由について記載してください。
契約金額（ネーミングライツ料）（年額）		・3（2）に定めた金額以上とし、1円単位で記載してください。
看板・サイン等の変更箇所（番号）		・別添「看板・サイン等変更対象」において県が指定する箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや標示のための施工方法も含め検討した上で、変更する看板・サインの番号を記載してください。
施設・地域への貢献に関する考え方	様式1 - 2：福岡県立ももち文化センター 施設・地域への貢献に関する考え方	・ネーミングライツパートナーとして、本件への取組を通じて、施設や地域への貢献がどのように行えるかについて記載してください。 ・施設の特性を活かしたイベント開催等についての提案や、施設の敷地外における命名権者独自の施設PR等の提案も可とします。

(2) 提出書類

- ア 福岡県立ももち文化センター ネーミングライツ取得申込書（様式1）
- イ 福岡県立ももち文化センター 施設・地域への貢献に関する考え方（様式1 - 2）
- ウ ネーミングライツ取得申込に係る誓約書（様式2）
- エ 企業等の概要（様式3）
- オ 役員名簿（様式4）
- カ 法人登記事項証明書（現在事項証明書）

キ 印鑑証明書

ク 決算報告書（直近3年間）

ケ 次の納税証明書

① 県税に未納のないことの証明書（福岡県の県税事務所発行）

※県内に本店・支店・営業所等がない場合は不要

② 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（税務申告した税務署発行）

（3）提出部数

紙ベース2部（正本及び副本各1部）及びCD-R1枚

※応募関係書類の提出にあたっては、上記（2）提出書類を紙ベースで提出していただくほか、提出書類のデータ（様式1～4のExcelファイルのほか、それらをPDF化したファイルをご提出ください。また、更に別添資料がある場合はPowerPointの使用も可とします。）をCD-Rに保存の上、提出してください（データ容量が多い場合、分割も可としますが、DVDは使用不可）。また、CD-R及び収納ケースには、「福岡県ネーミングライツ事業 ももち文化センター提案書類」の文字、応募者名及び提出年月日を記載してください。

（4）提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課 財産活用係

（5）提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）

（6）受付期間

令和6年6月10日（月）～令和6年6月19日（水）

午前9時00分から午後5時00分まで（持参の場合）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※受付期間終了後は受領しません。郵送の場合は期間内必着とします。

（7）その他

ア 提出書類に記載された事項は、本件にかかること以外には一切使用しません。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

10 選定方法等

(1) 応募資格を有する者から提案された提案内容について、別添の選定基準に基づき、県で設置する選定委員会において審査し、最もふさわしいと判断される応募者を優先交渉権者として選定し、選定された優先交渉権者にはその旨を通知します。

他の応募者に対しても選定された優先交渉権者及び提案された施設愛称案を通知します。

なお、審査にあたっては、「13 問合せ先」に記載の事務局より、提案書に記載された内容について個別に応募者へ確認することがあります。

(2) 上記(1)により選定された優先交渉権者及び提案された命名権対価の金額、施設愛称案については、県のホームページにおいて公表します。

11 優先交渉権者決定後の手続について

(1) 10(1)の通知後、ネーミングライツ導入に関し管理運営上必要な事項について、県、施設の管理運営を行っている指定管理者及びパートナーとの間で協議を行うこととします。

具体的には、パートナーから提案された施設愛称案及び看板・サインの変更又は設置のイメージ及び場所、方法等について協議を行い決定します。

なお、協議後に決定した愛称及び看板・サインの変更イメージ等については、県のホームページにおいて公表します。

(2) 上記(1)で行った協議内容に基づき、県及びパートナー間においてネーミングライツパートナー契約を締結します。

(3) 上記(1)で行った協議内容に基づき、パートナーにおいて看板・サインの変更又は設置を行います(令和6年10月1日より標示開始予定)。

(4) 8(1)カで提案されたイベント等の取組の可否及び実施方法、実施時期等については、上記とは別に、パートナー、指定管理者及び県との間で具体的な内容について協議を行い決定します。

12 その他

(1) 契約の解除

パートナーの事情・違法行為等により愛称の表示の継続が困難な場合、パートナーが社会的な信用を著しく損なう事態を生じさせた場合、その他契約を継続し難い事由が生じた場合は、契約を解除することがあります。その場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

また、施設の老朽化に伴う補修・撤去等、本県及び関係機関の業務上やむを得ない事由が生じた場合、契約期間中であっても契約を解除することがあります。

13 問合せ先（本公募の担当部署、事務局）

福岡県総務部財産活用課 財産活用係

TEL：092-643-3235

E-mail：z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp